

福井県議会議員および福井県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の一部を改正する条例（案）

福井県議会議員および福井県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例（平成六年福井県条例第二号）の一部を次のように改正する。

第一条中「第四百二十二条第十一項の規定に基づく」の下に「福井県議会議員および」を、「同条第一項第三号」の下に「および同項第四号」を加える。

第二条中「この条、第四条および第五条において」を削る。

第二条の二中「福井県知事の選挙における候補者（以下この条および第六条において「知事候補者」という。）は、知事候補者を「候補者は、候補者」に改め、「第四百二十二条第一項第三号」の下に「または同項第四号」を加え、「当該知事候補者」を「当該候補者」に改める。

第六条中「知事候補者」を「候補者」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成三十一年三月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の福井県議会議員および福井県知事の選挙における選挙運動用自動車の使用等の公営に関する条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙から適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

提案理由

公職選挙法の一部改正に伴い、福井県議会議員の選挙における選挙運動用ビラの作成を公営としたいので、この案を提出する。